

事業評価書（事前）

事務事業名	地域求職活動援助事業（新規学卒者等関係）
事務事業の概要	<p>(1)目的</p> <p>新規学卒者の就職環境については、企業の即戦力志向の強いことや、新規高卒者等に対する求人について、過剰なしわ寄せが発生していること等全体として厳しい状況が続いているが、加えて、新規学卒者は、地元への就職を希望する者の割合が高いことから、地域ごとの就職環境における影響を大きく受けやすい。</p> <p>新規学卒者との接触機会が少ないことから、新規学卒者に対する人材評価が低くなっている地域や新規学卒者に地元企業に対する理解が進んでいないことから、厳しい就職環境にも関わらず、未充足のまま求人が残ったり、就職した企業を早期に離職する者が高い水準となっている地域等が多く存在する。</p> <p>このため、求人開拓や求人情報の提供、就職面接会の実施等全国的な就職支援策と相俟って、改正地域雇用開発促進法に基づく地域求職活動援助事業の一環として、地方公共団体が策定する計画の下、地元就職を希望する新規学卒者や未就職卒業者の採用・就職や職場定着を促進するための事業を地域の事業主団体に委託して実施する。</p>
	<p>(2)内容</p> <p>次に掲げる事業を地域就職援助団体等に委託する。</p> <p>学卒の採用拡大のための広報・啓発</p> <p>地域の企業に対して、新規学卒者等の採用を促すよう幅広い広報・啓発を行う。</p> <p>学卒採用好事例集の作成・配付</p> <p>新規学卒者、特に新規高卒者に対しては企業の厳しい姿勢がみられるので、新規学卒者等の採用に消極的な企業等に対し、特に新規高卒者に対するイメージを払拭し、新規学卒者の採用選考機会の拡充を図るため、学卒従業員の好事例や採用している企業の評価・採用後の社員教育実施例などを小冊子にまとめ、配付する。</p> <p>企業説明会や職場見学会の実施</p> <p>新規学卒者等の採用意向のある企業において、以下の事業を実施する。</p> <p>i 企業説明会の実施：新規学卒者等が企業の採用担当者から直接、企業の事業内容や労働条件等について説明を受ける機会を設けることにより、新規学卒者等が自ら応募先を決定する一助とする。</p> <p>ii 職場見学会の実施：新規学卒者等が企業を訪問し、実際の職場環境や業務内容等について把握できる機会を設けることにより、新規学卒者等が自ら応募先を決定する一助とする。</p> <p>職場実習の実施</p> <p>新規学卒者等が実際に業務を体験する機会を設けることにより、新規学卒者等が自ら応募先を決定する一助とする。</p> <p>合同研修会の実施</p> <p>中小企業合同の研修会を実施し、中小企業における新人研修に係る負担を軽減することにより、新規学卒者等の就職促進を図る。</p> <p style="text-align: center;">！予算額（案）！</p> <p style="text-align: right;">1,037百万円</p>
	<p>(3)達成目標</p> <p>都道府県が策定する地域求職活動援助計画に厚生労働大臣が同意した求職活動援助地域における新規学卒者等の採用・就職及び職場定着を促進する。（地域就職援助団体60団体に委託を予定）</p>
<p>(1)必要性</p> <p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕</p> <p>新規学卒者等が、学校卒業後も就職できずに無業のまま、あるいはフリーターとしてあり続けることは、本人にとって職業能力形成、能力開発に重大な支障を生むと懸念されるのみならず、国民経済の面からみても、労働生産性や活力の低下につながるなど、経済や社会全体へのマイナス影響が大きい</p>	

評
価

ことから、新規学卒者等の円滑な就職促進を図ることは重要である。

〔公益性〕

本事業は地域雇用開発促進法による求職活動援助地域において実施する事業であり、当該地域における雇用開発を促進し、雇用情勢の改善や住民福祉の向上に資するものであるため公益性を有する。

また、新規学卒者等の就職状況が厳しい中で、本事業の実施により、地元就職を希望する新規学卒者等の就職促進等が図られることから公益性を有する。

〔官民の役割分担〕

本事業は地域雇用開発促進法第15条に基づき、国が行う。

〔国と地方の役割分担〕

本事業は改正地域雇用開発促進法に拠る都道府県が策定し、厚生労働大臣が同意を与えた地域求職活動援助計画に基づいて行うものであり、国による本事業と都道府県の施策が相俟って、当該地域の実情に応じ雇用に関する必要な施策が講じられるものである。

〔民営化や外部委託の可否〕

本事業は求職活動援助地域内に居住する求職者が当該求職活動援助地域内において安定した職業に就くことを容易にする活動を行っている団体等であれば、本事業の適切な運営が期待できるという観点から、本事業の実施に当たっては事業主団体等に委託することとしている。

〔緊要性の有無〕

新規学卒者等の厳しい就職環境が続いており、一方、中長期的には若年労働力の大幅な減少が見込まれる中で、地域の雇用開発の促進の観点からも、地元就職希望の新規学卒者等の就職促進等を図る本事業は緊要性が高い。

〔社会経済情勢の変化を受けた廃止、休止の可否（継続事業のみ）〕

新規学卒者等の就職環境が改善され、その職業の安定が十分に図られるようになれば、本事業の廃止、休止の検討が必要となる。

(2)有効性

〔これまで達成された効果（継続事業）、今後見込まれる効果〕

好事例集の配付による企業の啓発、企業説明会や職場見学会、職場実習の実施による企業と生徒等の相互の理解の促進等が図られることにより、新規学卒者等の就職状況の改善が図られる。

〔効果の発現が見込まれる時期〕

本事業においては、企業と生徒等が相互に理解を深め、認識を新たにすることが肝要であり、これまでの評価・イメージが改められていくに伴って、徐々に地元就職が促進されることが見込まれる。

(3)効率性

〔手段の適正性〕

地域雇用開発促進法に基づき、都道府県が計画を策定し、厚生労働大臣が同意した場合に、雇用保険三事業に合致するものについて委託事業を実施することとしている。

これにより、各都道府県の選択と責任による主体的な取り組みを基本とし、各都道府県の自主性を最大限発揮できるものとなることから、地域の実情に応じたものとして地域雇用開発が効率的に推進されることとなる。

また、地元企業の実情等を把握している事業主団体等に委託して事業を実施することは、企業が新規学卒者等の人材としての価値を見直し、また、新規学卒者等が地元企業に対する理解を深めるためには、効率的かつ適正であ

	る。
(4)その他 (公平性・優先性 など)	地域雇用開発促進法に基づき、雇用開発が必要として、都道府県が策定し、厚生労働大臣の同意を得た計画に係る地域で行われる事業であることから、当該計画期間に従い、優先的に事業を実施していく必要がある。
関連事務事業	なし
特記事項	地域雇用開発促進法の改正に伴う、新たな事業である。
主管課 及び関係課	(主管課)職業安定局業務指導課